

回答の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年9月24日 12:45

宛先: 明智 慧子

添付ファイル: 130923 会計検査院からの質問に対する回答.docx (18 KB)

会計検査院 明智様

お世話になってます。

添付のとおり回答しますのでよろしく申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

会計検査院事務総長官房法規課担当者 殿

事務連絡
平成25年9月24日
内閣情報調査室

「特定秘密の保護に関する法律案について」に対する回答について

標記について、貴部からの9月19日付け質問等に対し、下記のとおり回答します。宜しくお取り計らい願います。

記

特定秘密の保護に関する法律案（以下「秘密保護法案」という。）について、以下のとおり問題が生じると思料される点がありますので、法令協議の前ではありますが、お伝えします。

会計検査院の検査において検査上の必要がある場合は、秘密保護法案第9条第1項の規定により、「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」に該当するものとして、特定秘密の提供を受けることができるとの御説明を頂いておりますが、同項には「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき」という要件が定められており、検査上の必要があつたとしても、検査を受ける側の判断により上記の要件を満たさないとして特定秘密の提供を受けられない場合があると読めるところです。このような場合、当該特定秘密に係る支出等については検査ができないという事態が生じてしまいます。

一方、憲法第90条第1項は「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し」と定めております。ここでいう「すべて」とは、戦前、機密費や軍需費関係について、会計検査院の検査の対象外とされていたことに対し、会計検査院が検査できない分野はないということを憲法上明確に定めたものです。そのため、検査のために必要な情報にアクセスできず、検査ができない事態が生じうる法律の規定は、憲法上「すべて検査し」とされていることとの関係で問題を生じると考えられます。

会計検査院としても、特定秘密については、秘密保護法案の定める秘密の保護体制を整備した上で、特に必要と認められる場合に提供を求めることになると考えられますが、そのような場合であっても、提供されないことがあり得る規定があるとすると、上記のように憲法上の問題が生じると考えられますので、今後の秘密保護法案の国会提出に向けた御検討においては、この点に御配慮をお願いします。

(回答)

そもそも貴院による検査において特定秘密を提供することにより「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれ」があると認められるようなことは想定

されないが、万が一、行政機関の長においてそのようなおそれがないと認められない場合には、貴院と当該行政機関との間で調整を行い、そのようなおそれがないと認められる方法等により提供を受けることは可能である。

また、国家公務員法第100条第1項等の国家公務員の守秘義務を定める法律の規定においても、会計検査において貴院に秘密を提供する場合における、守秘義務の免除等に関する規定を設けている例があるとは承知していない。

以上に鑑みれば、本法案の規定が御指摘の憲法第90条第1項との関係で問題を生じるとは考えられない。

以上